

## 香美市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領

### (趣旨)

第1条 この告示は、本市へのふるさと納税寄附金を促進し、市内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する協力事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協力事業者の要件)

第2条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。

ア 本社（本店）、支社（支店）又は加工場（以下「本社等」という。）を市内に有し、市内で返礼品の提供を行っている法人、団体又は市内で返礼品の提供を行っている個人事業主（以下「市内事業者等」という。）。ただし、構成員が1名である法人の場合は、その者を個人事業主と同様に取扱うものとする。

イ 市内で生産されたものを主たる原材料として製造若しくは加工している品物を取扱い、又は市内で宿泊や体験イベント等のサービスを提供し、かつ本社等を県内に有する法人、団体又は個人事業主（アに該当する者を除く。）

ウ 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）第5条第8号に規定する共通返礼品を提供する場合については、高知県内事業者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第2条第2項第5号に該当する者でないこと。

(4) F A X又はインターネットを利用できるなど、返礼品の受発注体制が整備されており、市との連絡が電話で確実に取れる状態であること。

### (返礼品の要件等)

第3条 返礼品は、総務省告示に定められた地場産品基準に適合するもので、市長が適当と認めるもの。ただし、総務省告示第5条第8号ハに基づき高知県が令和元年7月23日付け元高市振第616号で認定した地域資源であること。

2 返礼品が詰め合わせ品又は1件の寄附に対し発送する時期を複数回に分けた返礼品であるものについては、個々の商品が前項の要件を満たしているものとする。

3 登録できる返礼品の数は、1事業者あたり30品を上限とする。

### (協力事業者の承認等)

第4条 協力事業者としての登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、香美市ふるさと納税返礼品協力事業者登録申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 協力事業者の概要が分かる書類

(2) 誓約書（別記様式第2号）

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、香美市ふるさと納税返礼品協力事業者登録（承認・否認）通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による登録承認通知を受けた協力事業者は、当該承認を受けた申請内容について変更しようとするときは、速やかに香美市ふるさと納税返礼品協力事業者登録事項変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の届出書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、香美市ふるさと納税返礼品協力事業者登録事項変更承認通知書（別記様式第5号）により当該協力事業者に通知するものとする。

（返礼品の登録等）

第5条 前条第2項の登録承認を受けた協力事業者は、返礼品については、香美市からふるさと納税取扱業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）に必要書類等を提出し登録を行うものとする。

（協力事業者の責務）

第6条 協力事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 各種法令等及びこの要領を遵守すること。
- (2) 返礼品の発送を行った年度の終了後1年間は、返礼品の発送に係る関係書類を保管するものとする。個人情報に記載された書類は、個人情報の取扱いに関する法令を遵守し、責任を持って管理すること。
- (3) 申請した返礼品が第4条第2項の規定により承認された場合は、市が実施する地域経済への波及効果等を計るための調査に協力すること。
- (4) 市が行う返礼品の原材料や製造等の確認・調査に誠実に協力すること。
- (5) 市が行うふるさと納税のPRに協力すること。
- (6) 返礼品の品質に起因するクレームに対しての返礼品の再発送に係る返礼品代金、送料については、協力事業者負担で対応すること。
- (7) 返礼品は寄附者の希望する住所へ発送すること。ただし、消費期限等の理由により当該指定住所へ発送できない場合は、市と寄附者に連絡の上、寄附者が希望する別の住所へ発送することができるものとする。
- (8) 返礼品の提供等に係る業務は自ら行うものとし、第三者に委託又は請け負わせてはならないこと。ただし、返礼品の配送業務については、この限りでない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、次のいずれかに該当すると認める場合は、協力事業者の登録を取消すことができるものとする。この場合において、登録を取消された協力事業者に損害が生じても、市はその責任を負わないものとする。

- (1) 返礼品や協力事業者が本告示の規定に違反したとき。
- (2) 申請内容等に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。

- (4) 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
- (5) その他市長が協力事業者として不適切であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により協力事業者の登録を取消したときは、香美市ふるさと納税返礼品協力事業者登録取消通知書（別記様式第6号）により当該協力事業者に通知するものとする。

（配送）

第8条 返礼品の配送に関しては、委託事業者指定の配送業者で行うものとする。ただし、委託事業者の了承を得た場合は、この限りではない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、協力事業者の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月8日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年5月17日から施行する。